

はじめに

近年、わが国では、人口減少や超高齢化社会の到来など社会情勢が大きく変化する中、空き家の発生が全国的な問題となってきました。

これまで人口増加が続いてきた本市におきましても、人口の減少局面を向かえ、平成 25 年に国が実施した住宅土地統計調査によると、本市の空き家率は約 12%となり、今後も増え続けることが予想されます。

こうした状況の中、国では平成 26 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、本市でも平成 28 年に「大津市空家等の適正管理に関する条例」を施行するなど、積極的に空き家対策の取り組みを進めてまいりました。

そして、今後さらに空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、有識者等により構成する大津市空家等対策協議会から意見を聴き、このたび本市が取り組むべき対策の基本的な指針となる「大津市空家等対策計画」を策定いたしました。

この計画におきましては、「老朽化した空家等の適正管理及び除却の推進」、「コンパクトなまちづくりに寄与する空家等利活用の推進」、「子育て世帯を主眼に置いた定住促進に向けた事業推進」、「都市計画等と連動した空家等対策の推進」を基本方針に掲げており、市民や事業者等と連携しながら、コンパクトなまちづくりの推進を目指してまいります。

つきましては、今後の計画の実施にあたり、市民の皆様方のご理解とご協力をお願いするところです。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、大津市空家等対策協議会の委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見をいただきましたことについて、厚くお礼申し上げます。



平成 30 年 3 月

大津市長 越 直美